

## 道路反射鏡設置基準について

## 1. 現在の運用

カーブミラーの設置については「熊本市道路反射鏡設置基準」により、設置基準や設置要件を定め運用している。

## 【参考】（設置基準）

1. 公道（法定外道路（里道）を含む）の場合  
一般交通の用に供されていて熊本市が管理する一般国道、県道、市道及び法定外道路（里道）（以下「熊本市管理道路」という。）の屈曲部、交差部、又はその他の道路（直轄国道）との交差部であること。

## 2. 私道の場合

(1) 私道が熊本市管理道路へ通り抜けていること。

(2) 私道が袋小路の場合、熊本市管理道路に接し利用戸数が10戸以上であること。但し、アパート・共同住宅・マンション等については、各々1戸と見なし、他に5戸以上の利用があり、利用している世帯数が10世帯以上であること。また、主道路の交通量が多く、児童等に危険が生じる恐れがある場合は、この限りではない。

(3) 私道と私道の交差部及び私道が袋小路で共同住宅又はマンションのみの場合、いずれも設置は不可とする。

## 2. 設置状況

要望数（H24～R3）：1754件

設置数（H24以前の要望対応を含む）：1800件

⇒要望を受け付けたものについては順次対応している

要望数（10年の平均）：175件／年

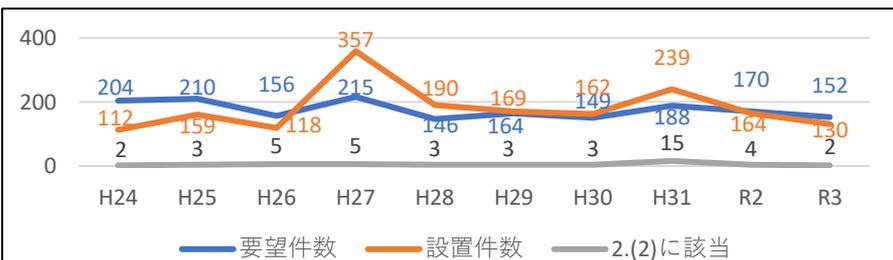
※直近2年間平均：161件／年

⇒横ばい若しくは若干の減少傾向の状況。

要望数（「熊本市道路反射鏡設置基準」の2（2）に該当）10年平均：4.5件／年

※直近2年間の平均は3件／年

⇒各土木センターに年間1件あるかといった状況。



## 3. 改定の理由

袋小路の私道の場合、設置基準2.（2）により利用戸数の基準を定めてカーブミラーを設置している。今後、見通しが悪く危険性のある箇所を減らし、さらなる安全性の向上を図っていくために、

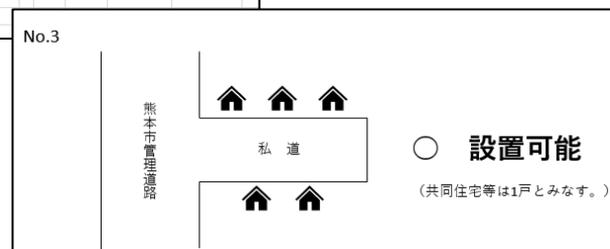
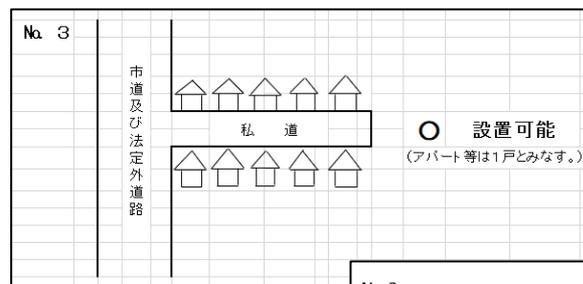
⇒ **利用戸数の基準の緩和**を行う。

## 4. 改定(案)

## 【新基準】2（2）

私道が袋小路の場合、熊本市管理道路に接し、**当該道路を利用する建築物の戸数が5戸以上であること**。但し、主道路の交通量が多く、児童等に危険が生じる恐れがある場合は、この限りではない。

※利用戸数の要件緩和10戸⇒5戸  
世帯数の要件の廃止



## 5. 適用日 令和4年（2022年）7月1日